商品概要 https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html 見本誌請求 http://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html 立ち読みコーナー http://www.lotus21.co.jp/ta

基準価格で算定ができないケースを例示



投資信託の時価算定における "実務上の便法" が明らかに

企業会計基準委員会 (ASBJ) では、投資信託の時価の算定に関する取扱いの検討を開始している。市場価格が存在せず、時価算定日における基準価格で解約できない投資信託も実務上の便法として基準価格を基礎として時価を算定することを容認する方針だ (本誌838号13頁参照)。ただし、実務上の便法の濫用を防ぐため、金融商品取引所等の取引停止といった、実際にその条件が満たされる蓋然性が低い条件付きの解約制限などについては、実務上の便法を利用できないこととしている。

基準価格で時価を算定できる実務上の便法を定める方針

企業会計基準委員会は昨年7月4日に時価 算定会計基準等を公表しているが、投資信託 の時価の算定に関しては、当面は従来の取扱 いを踏襲し、改めて1年程度かけて検討する こととしている。

現時点での議論では、市場価格が存在せ ず、時価算定日における基準価格で解約でき ない投資信託の場合(市場参加者からリスク の対価が求められるほど重要性があるとき) であっても、投資信託を構成する個々の信託 財産の評価について、時価算定会計基準と整 合する評価基準が用いられていることを条件 に基準価格に対する調整を不要とし、基準価 格に基づいて時価を算定することを認める実 務上の便法を定める方針が示されている。時 価算定会計基準と整合する評価基準とは、① IFRS又は米国会計基準により投資信託の財 務諸表が作成されている場合、②一般社団法 人投資信託協会が定める「投資信託財産の評 価及び計理等に関する規則」(計理規則)に 従い投資信託に含まれる個々の金融資産の評 価が行われている場合としている。金融機関を含め、業種に関係なく実務上の便法を適用できることとしている。

1か月程度であれば容認も

基準価格については、多くの投資信託では 日次で算定されているが、海外の投資信託な どについては、週次、月次、四半期毎等の頻 度で算定されているケースがある。基準価格 の算定日が時価算定日と著しく異なる場合、 当該基準価格は時価算定会計基準上の時価に おける重要な原則(時価算定日における価 格)を満たしていないため、当該基準価格を 時価とみなすことを無制限に認めた場合、投 資信託の時価情報の有用性が損なわれる可能 性がある点が懸念されている。

ただし、海外の投資信託は、必ずしも日々 基準価格が計算されているとは限らないもの と考えられるため、実務に配慮し、海外の投 資信託に対して実務上の便法を適用する際に は、基準価格が著しくは異ならないと予想さ れる時価算定日と基準価格の算定日との間が

- ① 実際にその条件が満たされる蓋然性が低い条件付きの解約制限
 - 例えば、金融商品取引所等の取引停止など。
- ② 事務手続上の便宜のための解約制限
 - 換金に必要な時間を確保するために事前に短期の解約通知期間(例えば、1~3か月程度の期間)を 設定している場合や、解約に応じる投資信託委託会社の作業賦課を減らすために最低解約額を設定し ている場合など。
- ③ 解約可能日を設定している解約制限
 - 海外の投資信託は基準価格が日次で算定されていないケースがあるが、このような投資信託について は基準価格の算定日に合わせ、解約可能日を指定していることが多い。

短い場合に限り、時価算定日の直近の算定日 における基準価格を時価算定日の時価とみな すことを認めることとしている。この"短い 場合"とは現時点では1か月以内が想定され ている。なお、時価算定日と基準価格の算定 日との間の期間が短いとは言えない場合は、 実務上の便法は適用できず、時価算定会計基 準における原則的な取扱いによることになる。

取引所の取引停止などを例示

実務上の便法は、解約制限が存在する場合でそれが市場参加者からリスクの対価が求められるほどの重要性があるか否かで適用できるか判断されることになるが、この判断基準が不明確との意見や、実務上の便法が濫用されるとの懸念の声が聞かれている。

これを受けて企業会計基準委員会では、少なくとも「解約の制限が存在し、それが市場参加者からリスクの対価が求められるほどの重要性がある」ケースに該当しないものとして、金融商品取引所等の取引停止など、実際にその条件が満たされる蓋然性が低い条件付きの解約制限などを例として示すこととしている(表参照)。これらの例示に該当し、解約制限があっても重要性がないと判断される場合には、実務上の便法を適用することができないことになり、実務上の便法の濫用を

定程度抑制することが可能になるとしている。 投資信託の時価の合計額などを注記

実務上の便法を適用している場合には、① 実務上の便法を利用しており、時価のレベル 別分類を行っていない旨、②実務上の便法を 利用した投資信託の時価の合計額、③②の時 価の合計額に重要性がない場合を除き、時価 算定日における解約に関する制限の内容—— の注記を求めることが提案されている。

なお、実務上の便法を利用した投資信託の うち、解約に関する制限の内容が異なる投資 信託を複数保有している場合については、解 約に関する制限の内容が類似する投資信託ご とに集計することを認める方向。その上で、 集計した解約制限の内容ごとの貸借対照表計 上額の合計額のそれぞれにおいても重要性が あるものを対象として、解約に関する制限の 主な内容及び貸借対照表計上額の合計額を記 載することを認めることとしている。解約制 限の内容ごとに貸借対照表計上額の合計額を 集計するにあたっては、ある投資信託につい て、複数の種類の解約制限が存在する場合も 考えられるが、この場合は、コストとベネ フィットを考慮し、そのうち最も重要な解約 制限の内容ごとに集計することが考えられる としている。